

**重要な
お知らせ**

税務上の居住地国等のお届けについて

法令改正※に伴い、以下の取引等の際に税務上の居住地国名等を記載した届出書の提出が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

国内の金融機関は当該法令に基づき、特定の非居住者の口座情報を所轄税務署長に報告し、当該口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国の税務当局と自動的に交換されることとなります。

※「租税条約実施特例法」改正（2017年1月1日施行）

1. 新たなお届けが必要となるお取引

- 預金・投資信託等の口座開設、信託商品のお申込

※2017年1月1日以降のお取引開始分から対象になります

2. お手続の概要

(1) 税務上の居住地国（※）等に関するお届け

お客様の氏名・住所・生年月日等を確認させていただく際に、税務上の居住地国等に関するお届けをいただきます

(2) 特定法人（※）に該当するお客様の実質的支配者の税務上の居住地国等に関するお届け

特定法人（※下記ご参照）に該当する場合、実質的支配者の税務上の居住地国等に関するお届けをいただきます

(3) 税務上の居住地国（※）が外国に該当する場合の外国納税者番号等のお届け

税務上の居住地国が外国に該当する場合、当該国における納税者番号等に関するお届けをいただきます

(4) 米国FATCAに関する情報提供同意書のご提出

税務上の居住地国が米国に該当する場合、米国法であるFATCA（Foreign Account Tax Compliance Actの略称）に関する情報提供同意書をご提出いただく場合がございます

3. 用語の説明

（※）税務上の居住地国に関する一般的な考え方（個人）

日本	滞在期間1年以上（就業目的での予定を含む）の国内居住者
米国	滞在期間183日以上の米国居住者、米国市民権・永住権保有者（国内居住者を含む）
米国以外の外国	当該国の居住者（滞在期間の条件等は国により異なる）

（※）税務上の居住地国に関する一般的な考え方（法人）

日本	日本に本店、または主要な事業所がある法人
米国	米国（州）法に基づいて設立された法人
米国以外の外国	当該国法に基づいて設立、もしくは当該国で経営・管理されている法人

（※）特定法人への非該当基準（以下の項目に該当しない場合に特定法人に該当）

①	国外を含む金融商品取引所において上場されている法人
②	上場法人との関係法人（同一の親会社又はどちらかが片方を直接・間接に支配する関係）
③	国、地方公共団体、中央銀行、外国政府、国際機関
④	上記③の法人が資本金全部を出資している法人
⑤	公共法人、公益法人（収益事業を行っていないものに限る）
⑥	国内金融機関（金融商品取引業者等の運営による特定目的会社、投資法人等の投資事業体、投資事業組合等を含む）
⑦	外国金融機関（報告対象国以外の国で設立された投資事業体を除く）
⑧	持株会社（子会社の経営管理のみを行うもの）
⑨	上場法人との関係法人に対する出資、融資等の取引を行うことを主な業務とする法人
⑩	以下の全てに該当する法人 ・総収入金額のうち、投資収入の占める割合が50%未満 ・総資産の額のうち、投資資産が50%未満

4. その他のお知らせ事項

- すでにお取引いただいている方についても、あらためて確認させていただく場合がございます
- 必要に応じて、複数の書類のご提示をお願いする場合がございます
- ご提示いただく書類の内容は記録させていただきます
- 上記事項の確認が出来ないとき等において、お取引をお断りする場合がございます
- お届け内容に変更がある場合、変更後90日以内にお取引店にお申し出願います
- ご不明点は、窓口担当者までお問合せください



リそなグループ リそな銀行 埼玉リそな銀行 近畿大阪銀行